

## 東京都市計画防災街区整備方針の変更（東京都決定）について

### 1 防災街区整備方針の位置付け

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条に基づく方針であり、これを都市計画法の規定により東京都が都市計画に定めるもの（前回改定：平成20年6月）。

木造住宅密集地域において、防災機能が確保された街区の整備を促進するためのマスタープラン

### 2 東京都における防災街区整備方針を定めるにあたっての考え方

防災街区整備方針に、次の通り防災再開発促進地区及び防災公共施設を定める。

#### （1）防災再開発促進地区の指定の考え方

次のいずれかに該当すること。

- ① 東京都防災都市づくり推進計画の整備地域に指定されている地区
- ② 防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区又は防災街区の整備に資する都市計画が既に決定されている地区
- ③ 今後、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区

#### （2）防災公共施設の指定の考え方

延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等の公共施設で、防災再開発促進地区内又はその一帯に存在し、一定の位置づけのあるもの。

### 3 大田区における防災街区整備方針に対する考え方

大田区では、防災に資する事業等を現に実施している地区等において、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定めるべきと考えている。

東京都における防災再開発促進地区の指定の考え方及び防災公共施設の指定の考え方とは相違ない。（「東京都市計画防災街区整備方針位置図」参照）

### 4 今後の改定スケジュール

平成26年8月



平成26年12月(予定)

【都】区市町への案の意見照会（都市計画法第18条）

【区】大田区都市計画審議会付議(今回)

【都】案の縦覧（都市計画法第17条）

【区】意見を東京都へ回答

【都】東京都都市計画審議会付議

【都】都市計画決定・告示

# 東京都市計画防災街区整備方針 位置図

## (1) 防災再開発促進地区：8地区

- 【既存の指定区域から変更なし】 3地区
- 【既存の指定区域から変更あり】 1地区
- 【新規指定】 4地区

## (2) 防災公共施設

特定整備路線に位置づく補助29号線（東馬込二丁目、延長約160m）を新たに指定する。

